

平成29年8月25日

愛媛県議会議長 毛利 修三 殿

請願「原子力規制委員会に規制の原則を曲げることをしないよう申し入れを行うこと」

原発さよなら四国ネットワーク

小倉 正 印

松山市#####

紹介議員

渡部伸二（環境市民）

田中克彦（日本共産党）

村上要（社民党）

（自筆サインを頂いています）

【請願の要旨】

愛媛新聞8月18日付記事（添付）での四国電力への取材で紹介されたように、いまの伊方原発非常用ディーゼル発電機のフィルター交換の手順は、原子力規制委員会の求めている条件（単一故障の原則に基いて常時2台が健全である状態）を維持できず違反していると四国電力は認めています。

この問題はそもそも、6月22日の原子力規制庁火山灰検討チーム会合で東京電力社員が三回も尋ね直して初めて規制庁の解釈が明らかになった問題です。東電の原発はこの問題に対して3台の非常用ディーゼル発電機を設置しているため問題にならないのですが、加圧水型原発ではすべて2台しか設置されていないため、伊方原発も本来なら再稼働が認められなかったはずの違法な運用手順のままで運転が今も続いていることが明らかになりました。

（7月に伊方3号機で一台ずつ非常用ディーゼル発電機を停止させて海水配管を清掃した事例では原子炉が問題なく動いている状態なので保安規定のB異常として報告すれば認められたのですが、火山灰が降り出して外部電源が喪失し原発が停止した時点のこのケースではダメだと分かったのです。）

しかし原子力規制委員会は、おそらくこの問題で自らの審査に不手際があったことを認められないためでしょう、違反状態解消への即時の対応をしようとしていません。本来であれば、間違っても再稼働を認めてしまったことを認識した時点で、原子力規制委員会は四国電力に運用手順を変更するよう求め、それが実施できない場合には原発の運転停止を命じるべきでしたがそれをしたならず、運転を続けさせたまま、電力会社と相談しながら新しい運用規則を（別項目とともに）作ろうとしているのです。

規則違反が見つかったら規則の方を変える、というのは、万が一にも大事故を起こさないという安全性を求められる原子力規制をつかさどる委員会として言語道断です。

【請願事項】

原子力規制委員会に、地元の議会として（単一故障の原則に基いて常時2台の非常用機器が健全である状態を維持すること、という）規制の原則を曲げることをしないよう、申し入れを行ってください。

火山灰対策巡り 3号機停止要請

四電に市民団体

四国電力伊方原発の稼働に反対する二つの市民団体は17日、非常用ディーゼル発電機の火山灰対策について、国の原子力規制委員会の規制基準に違反しているなどとし、伊方原発3号機の停止を求める要請を四電に行った。

要請を行ったのは、原発さよなら四国ネットワーク(松山市)と、原子力規制を監視する市民の会(東京)

安芸新聞8月18日

四国電力に伊方原発停止の要請を行った市民団体のメンバー17日午後、県庁



の2団体。

要請書は、四電が3号機の非常用ディーゼル発電機

2台の火山灰対策について、1台ずつ停止させてフィルター交換を交互に繰り返すという方法は、2台とも機能維持しなければならぬという現行の規制基準に違反しているなどと主張している。

四電は愛媛新聞の取材に「非常用ディーゼル発電機2台とも機能維持を求められていることは認識している。規制委の規制基準に関する議論の行方を注視しながら、対策を講じていきたい」などとしている。

(森岡岳夢)